

同好会の仲間を募集します

同好会の皆さんはいつでもあなたの参加を待っています。
気軽に声をかけてください。

※参加・見学希望者は、各施設に連絡してください。



中央公民館 (☎ 2 2 2 - 1 6 8 1)

同好会名	曜日	時間
浜木綿俳句会	第2・4火	13:00～17:00
水墨画同好会	第2・4水	10:00～12:00
かくしゅうりゅう 鶴洲流福岡吟詠会	第1・3火	13:30～15:30
ADPC (あしやデジタル 写真クラブ)	第1・3火	13:00～15:00
せつれいかい 節礼会徳田支部 (詩吟)	第1～3木	15:00～17:00
モダンフラワー 「ケイ・アート」	第2・4水	14:00～16:00
千代の会 (文化 ^{こと} 箏)	第1・3水	10:00～12:00
ボランティアめるへん	水	10:00～12:00
芦屋墨彩会	第2木	13:00～15:00
英語なんかこわくないぜ	第2・4木	19:00～21:00
絵手紙同好会	木	13:00～15:00
むつみ会 (ストレッチ体操)	木	10:00～12:00
森ん子の会 (大正琴)	第1・3木	10:00～12:00
水荃短歌会	第1土	13:00～15:00
芦屋スケッチさんぽ 同好会	第2・4土	9:30～12:30

町民会館※連絡は中央公民館へ

同好会名	曜日	時間
着付け同好会	木 (月3回)	10:00～12:00

芦屋東公民館 (☎ 2 2 2 - 1 9 8 1)

同好会名	曜日	時間
東公民館カラオケ 同好会	第1・3火	10:00～12:00
3B体操同好会	第4水	10:00～12:00
モアニー芦屋フラダンス 木曜会	第1～3木	10:00～11:00
モアニー芦屋ワヒネ 土曜会	第1～3土	13:00～14:00
青葉の会 (詩吟)	第2・4木	9:30～11:30
チェアヨガの会 (ヨガルーム Cocoro)	第2・4水	13:00～14:00
3Bスマイル同好会 (体操)	金	10:00～11:00

山鹿公民館 (☎ 2 2 3 - 1 8 9 2)

同好会名	曜日	時間
なみかけ 芦屋濤懸はまゆう太鼓	土	16:30～18:30

●文化協会に入会しませんか

文化協会に加入すると、文化祭などへの参加をとおしてさまざまな団体の人と交流することができます。

▷問い合わせ 文化協会事務局

☎ 2 2 2 - 1 6 8 1 (中央公民館内)

●同好会を作りたいという人の相談を受け付けています

▷問い合わせ 公民館・文化係

☎ 2 2 2 - 1 6 8 1 (中央公民館内)

※同好会の承認には条件があります。

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

▷問い合わせ 保険年金係 (☎ 2 2 3 - 3 5 3 2) または、
後期高齢者医療お問い合わせセンター (☎ < 0 9 2) 6 5 1 - 3 1 1 1)

◆令和7年度の保険料額の算出方法

個人ごとの保険料額は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額 (年額) <small>(※注1)</small> (10円未満切り捨て)	=	均等割額 6万4円	+	所得割額 [総所得金額等 ^(※注2) - 基礎控除額 ^(※注3)] × 11.83% (所得割率)
--	---	--------------	---	--

※注1 保険料の賦課限度額は80万円です。

※注2 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

また、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、最大で10万円を控除する所得金額調整控除の適用があります。

※注3 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2400万円以下の場合43万円ですが、2400万円を超える場合は異なります。

◆令和7年度の保険料軽減

○世帯の所得状況に応じて、均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	対象者の所得要件 (同一世帯 ^(※注4) 内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額 ^(※注5) の合計額)
7割軽減	1万8001円	43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^(※注6) 以下
5割軽減	3万2円	43万円(基礎控除額) + 30万5000円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^(※注6) 以下
2割軽減	4万8003円	43万円(基礎控除額) + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^(※注6) 以下

※注4 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点)の世帯が基準になります。

※注5 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額(最大)15万円」です。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※注6 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち2人以上が、給与所得または公的年金等に係る所得がある場合に適用されます。

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで、**社会保険の被扶養者**だった人

所得割額はかかりません。また、制度加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減^(※注7)されます。なお、均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減^(※注8)が優先されます。

※軽減後の保険料は、年額3万2円です。

※注7 5割軽減後の保険料＝年額3万2円

※注8 7割軽減後の保険料＝年額1万8001円

◆保険料額の通知

保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。